

令和6年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 報告第7号 令和5年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 令和5年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第10号 令和5年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 議案第27号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第29号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第30号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 日程第16 議案第31号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 吉村知浩
3番 瀬川照司
5番 片岡孝一
7番 寺町茂
9番 高橋勇樹

2番 高橋知子
4番 飯尾龍也
6番 高橋時男
8番 澤村均
10番 今枝和子

11番 高 田 浩 視
13番 鏑 本 規 之
15番 道 下 和 茂

12番 河 村 志 信
14番 臼 井 悦 子
16番 大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市民環境部長	加 納 正 康
健康福祉部長	小 椋 真 二	産業経済部長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	上下水道部長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守 康	議 会 書 記	山 本 憲
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和6年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 高橋時男君と7番 寺町茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの24日間とし、6月5日から6月16日、6月19日から6月26日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、会議につきまして報告させていただきます。

最初に、令和6年度中濃十市議会議長会議が5月17日に関市において開催され、副議長と共に出席しましたので報告いたします。

会議は、令和5年度会務報告について原案のとおり承認され、続いて議案審議に入り、令和5年度会計決算、令和6年度会計予算及び役員の選任について、原案のとおり可決承認されました。その後、協議事項である令和6年度行事予定について、原案のとおり承認され、続いて次期開催地決定については、次期開催市を美濃加茂市とすることについて決定されました。

続きまして、全国市議会議長会の第100回定期大会定期総会が5月22日に東京都千代田区の東京

国際フォーラムにて開催され、出席しましたので報告します。

初めに、会議に入り、一般事務及び令和４年度一般会計、表彰基金及び職員退職基金の各会計決算並びに令和６年度各会計予算についての説明があり、その後、各委員会の活動報告を受け、全てが承認されました。

次に、議案審議として、部会提出議案27件、会長提出議案７件が提出され、審議が行われましたが、全議案とも原案のとおり可決されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任されました。

なお、この全国市議会議長会総会において、議員20年以上の特別表彰として道下和茂議員が授賞されております。

以上で会議についての報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会及び庁舎整備検討委員会の報告をそれぞれお願いいたします。

委員長 臼井悦子さん。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

諸般の報告をいたします。

初めに、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第82号につきましては、５月１日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、３月に開かれました第１回定例会の内容が主なものとなっております。

表紙には、令和６年７月に運行ダイヤとルートが改正される市営バスの写真を掲載しました。

２ページからは、第１回定例会で議決された当初予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、代表質問、一般質問、議員活動日誌、委員会活動の順に掲載しました。

今回は、令和６年３月28日、４月２日、４月９日、４月12日の計４回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第２回定例会の内容を主なものとして、８月１日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

次に、庁舎整備検討特別委員会の委員長報告を行います。

５月24日午前９時から本庁舎３階第１委員会室において、令和６年第２回の庁舎整備検討特別委員会を開催しましたので御報告いたします。

協議事項としましては、新庁舎整備事業について協議しました。

協議の前に、現地視察として新庁舎整備工事現場の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、協議事項として新庁舎整備事業の進捗状況について協議しました。

内容としましては、新庁舎整備に係る新庁舎整備状況及びその他工事、業務、備品購入状況等の進捗状況について執行部より報告を受けた後、協議を行いました。

会議では、委員から、高速道路高架下の駐車場としての利用について、新庁舎移転に伴う案内板の設置について、議場におけるモニター表示について、旧庁舎に残る備品の活用について、新庁舎

へのアクセスに係る渋滞対策について、来庁者への熱中症対策について、駐車場の確保及び計画について、新庁舎西側道路の横断歩道の設置についてなどの質疑と協議を行った後、新庁舎整備事業の進捗状況については、執行部の説明のあったとおり、委員会として了承することを決定しました。

以上、庁舎整備検討特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

10番 今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

令和6年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を5月30日の1日限りとして、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

今臨時会では、瑞穂市議会議員任期満了及び北方町議会選出議員の辞職に伴う選出議員に異動がありましたので、閉会中に議長が議会運営委員会委員を3名指名したことや、議選の監査委員の辞職により欠員となっていることが報告をされました。また、議長選挙において鏑本規之議員が選出されましたことを御報告します。その後、副議長であった私今枝和子の辞職願の許可の後、副議長に若園五朗議員が選出され、また選出議員の異動により欠員となっていた各常任委員会委員の選任が行われました。続いて、鏑本規之議員に関する議会運営委員会委員の辞任願の許可の後、私今枝和子が選任されました。

臨時会に提出された議案は、専決処分の承認案件1件、人事案件1件、条例の一部改正1件と補正予算3件の計4件の議案が提出され、審議が行われました。

専決処分の承認については、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会において議決されたもとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について、後に公布された関係省令の訂正があり、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり承認されました。

次に、人事案件については、もとす広域連合監査委員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり同意されました。

次に、条例改正については、もとす広域連合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例で、これは地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、令和6年度もとす広域連合の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の補正予算は3件であり、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う職員手当等のための一般会計で302万9,000円、介護保険特別会計で82万9,000円、老人福祉施設特別会計で1,233万2,000円を、それぞれ既定の予算総額に増額するものであります。この3件の議案についても、審議の結果、原案のとおり可決されました。

また、追加日程として、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書があり、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

昨年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられてから1年余りが経過しましたが、5月20日から26日までの県内の感染者は前週比0.94倍で2週連続で減少しているものの、全国の感染者数は2月頃から減少傾向であったものが、直近ではほぼ横ばいにある状況でございます。

厚生労働省が4月に発表した最新の人口動態統計の概数によると、昨年5月から11月に1万6,000人余りの方が新型コロナで亡くなっており、専門家も命を落とす方がいることを改めて理解してほしいと言われるとおり、感染対策へは気を緩めることなく備えていく必要があります。そのため、職員には定期的な換気や小まめな手洗い、手指消毒など基本的な感染防止対策を徹底し、引き続き窓口など対面業務において、高齢者などの重症化リスクの高い方や市民への感染拡大防止に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は令和5年度で全額公費の特例臨時接種が終了し、令和6年度以降はインフルエンザ予防接種と同様の予防接種法に位置づけられた自己負担が発生するB類疾病の定期接種となったところであります。

この定期接種への移行に伴い、国から標準的な接種費用や自己負担額の目安、また高額なワクチン代の自治体に対する助成金などが具体的に示されたことから、今年秋の接種開始に向け、本定例会に事業費の補正予算を提案させていただいておりますが、今後も引き続き国や県、近隣自治体の動向を注視し、医師会等関係機関との連携を密に、万全を期して予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巢PA周辺の工事としましては、本線部並びにPA部の盛土工事は早野地区側を除いて完了に至っております。令和6年度は昨年度3月より本線部早野地区の盛土や擁壁の工事を行いつつ、側道部の工事を実施しているとお聞きしております。

続きまして、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事は完了しております。令和6年度は残っている調整池も含めた排水施設や側道部の工事を実施しています。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事では橋梁の橋脚・橋台計201基全てが完成しました。また、上部工工事では、溝口及び竹後地区での架設工事が順調に進んでお

り、七五三から上保地区においても架設工事が順次行われ、見延地区の見延第二高架橋が完成しました。舗装工事、標識工事、設備等工事も順次施工に着手するなど、各種工事が着々と進んでおります。

なお、今後予定されている工事につきまして、岐阜国道事務所においては、現在実施している工事に引き続き側道部を仕上げる整備工事を1件契約する予定とお聞きしております。また、中日本高速道路株式会社においては、設備等工事1件の工事を令和6年4月に契約、これで全ての工事を発注したとお聞きしております。

七五三地区において、玉石の発生により工程の遅延が生じ、開通が最大で半年程度遅れる可能性があるとして示されておりますが、天候の影響を受けにくい施工方法を実施するなど、工程短縮を検討、実施していただき、一日も早い工事完成をお願いしたいと思います。引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告申し上げます。

さきの令和6年第1回定例会の報告以降の進捗状況でございますが、本巣市新庁舎建設工事及び新庁舎外構工事、新庁舎屋外トイレ設置工事につきましては、3月末をもちまして完了しております。また、外構舗装工事につきましては、本年度5月31日までに完了しております。現在は外構植栽工事につきまして令和6年6月末の完成に向けまして工事を進めております。

このほか、新庁舎議会システム整備工事や防災行政無線（同報系・移動系）の設備更新及び移設工事、新庁舎ネットワーク構築業務、新庁舎ネットワーク機器購入、新庁舎新規什器等備品購入などを発注しており、開庁に向けまして順次工事及び委託業務などを進めているところでございます。

新庁舎整備につきましては、最終の段階となっており、今後は本庁舎及び真正、糸貫分庁舎からの移転を7月5日、6日及び13日から15日の休日を中心に転用什器、文書類を新庁舎へ移転することを計画しております。

また、新庁舎を市民に見ていただく内覧会につきましては、開庁前の6月29日の土曜日及び30日曜日に実施いたします。

次に、災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬に関する協定を締結いたしましたので御報告申し上げます。

4月25日、奥長良川名水株式会社との間で、災害時における飲料水等の供給並びに生活用水の給水及び運搬に関する協定を締結いたしました。この協定の締結により、大規模災害発生時にペットボトル飲料水を供給いただくことで、速やかに飲料水の確保ができるようになりました。さらに能登半島地震により石川県の被災地では断水の影響で生活用水の不足が大きな課題となっております。本協定では奥長良川名水株式会社が所有する給水車にて、市水道施設の配水池タンクから給水し、生活用水を避難所へ運んでいただけることも含まれており、避難者に速やかに生活用水が提供でき

るようにもなりました。

今後も市民の皆様の安全・安心を確保するため、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号から日程第7 報告第6号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第7、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第1号））までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日、本巢市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日、過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第1号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月20日、令和6年度本巢市一般会計補正予

算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上詳細につきまして、報告第3号及び第4号は総務部長から、報告第5号は市民環境部長から、報告第6号は副市長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第3号及び報告第4号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

議案の概要1ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正点につきましては、個人市民税、固定資産税が主な改正点でございます。

それでは、改正内容につきまして順次御説明をさせていただきます。

最初に、①の本則の改正でございます。

ア、第34条の7関係（寄附金税額控除）につきましては、地方税法の改正に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について控除の対象とするため、条文を整備するものでございます。

この公益信託というものは、公益法人のように期間を設けることなく、信託財産や受託者の組織能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度でございます。

1つ飛びまして、ウ、第56条関係（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）につきましては、私立学校法の改正により条ずれが起きたため、条文を整備するものでございます。

次に、減免規定でございます。

能登半島地震災害を踏まえまして、イ、第51条関係（市民税の減免）、エ、第71条関係（固定資産税の減免）、オ、第139条の3関係（特別土地保有税の減免）につきましては、市長が必要と認められる場合に限り、申告をしなくても職権により減免することができることになりましたので、条文を整備するものでございます。

次に、②の附則の改正でございます。

初めに個人市民税関係ですが、ア、第4条の2関係（公益法人等に係る市民税の課税の特例）につきましては、公益信託制度の見直しにより条文を整備するものでございます。

イ、第5条の2関係例（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）につきましては、同災害に係る雑損控除等を新設するものでございます。

ウ、第6条関係（特定一般用医療品等購入医療費控除の特例）につきましては、地方税法の改正による附則の条ずれにより条文を整備するものでございます。

エ、第7条の5関係（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）、オ、第7条の6関係（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）、カ、第7条の7関係（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）、キ、第7条の8関係（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）につきましては、令和6年度税制改正において賃金上昇が物価高に追いついていかない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年度の個人住民税に係る合計所得が1,805万円以下の納税義務者を対象として、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額の定額減税を行うため、条文を新設するものでございます。

それでは、定額減税の実施方法について御説明をさせていただきます。

普通徴収の場合は、第1期分の税額から減税を行い、控除し切れない部分の金額については、第2期以降の税額から控除するものでございます。

給与所得に係る特別徴収、いわゆる給与天引きの場合は、令和6年6月分の給与天引きは行わず、減税後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分までを給与天引きを行うものでございます。

公的年金等の雑所得に係る特別徴収、いわゆる年金天引きの場合は、令和6年10月支払い分の年金天引きされる税額から減税を行い、減税し切れない部分の金額については、12月支払い分以降の税額から順次控除するものでございます。

また、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,805万円以下の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、申告のない限り捕捉ができないため、令和6年分の源泉徴収票等を活用し、令和7年度個人市民税から1万円の定額減税を行うものでございます。

次に、ク、第8条関係（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）、3ページの下段になりますが、タ、第16条の3関係（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）、4ページのチ、第16条の4（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）から一番下のヌ、第20条の3関係（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）につきましては、定額減税の対象となる所得割の額について条文を整備するものでございます。

それでは、次に固定資産税関係の附則の改正について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

ケ、第10条の2関係（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の中で、一定のバイオマス発電設備に係るわがまち特例の割合、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出による特例措置に係るわがまち特例の割合を延長し、参酌割合を見直したため、条文を整備するものでございます。

3ページをお願いします。

コ、第10条の3関係（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）については、認定長期優良住宅のうち区分所有マンションの住宅について、固定資産税減額措置の要件に該当するときは、申告書の提出がなくても適用することができるようになりましたので、条文を整備するものでございます。

サ、第11条関係（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）につきましては、令和6年度は評価替え年度となりますので、課税年度を更新するため、条文を整備するものでございます。

シ、第11条の2関係（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）につきましては、令和7、8年度は土地の価格の据置年度となりますので、課税年度を更新するため、条文を整備するものでございます。

ス、第12条関係（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）は地方税法附則第18条の規定により、セ、第13条関係（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）は地方税法附則第19条の規定により、ソ、第15条関係（特別土地保有税の課税の特例）は地方税法附則第31条の3の規定により、地方税法附則の改正により令和6年度から3年間課税の特例を延長するため、条文を整備するものでございます。

以上、主な改正内容につきまして説明させていただきましたが、その他につきましては引用条項及び条ずれ、字句等の改正でございます。

なお、この改正の施行期日につきましては、それぞれ括弧書きの記載のとおりでございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の32ページをお願いいたします。

初めに改正の趣旨でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、適用期限の延長を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、過疎地域における人口減少、少子高齢化、若者の流出という課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域での雇用の創出確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図る必要があるため、固定資産税の課税免除の期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで3年間延長するものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、報告第5号の補足説明を加納市民環境部長に求めます。

加納君。

○市民環境部長（加納正康君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要34ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の第2条関係でございますが、国民健康保険税の課税額であります後期高齢者支援金等課税額に関わる課税限度額を現行の「22万円」から2万円増額し、「24万円」に引き上げるものでございます。

(2)の第23条関係（国民健康保険税の減額）では、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得をそれぞれ見直すものでございます。具体的には、同条第2号の5割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行の「29万円」から「29万5,000円」と5,000円引き上げ、同条第3号の2割軽減につきましては、基礎控除額の43万円に加える被保険者に乗ずる額1人につき現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」と1万円の引上げを行うものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和6年4月1日からでございます。

また、改正後の本条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、報告第6号の補足説明を谷口副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、報告第6号、令和6年度本巢市一般会計補正予算（第1号）専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算（第1号）につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する支援として令和6年度住民税において新たに個人住民税が非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金と、これらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円の給付金を加算して支給する事業と、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額、または令和6年度住民税所得割額を上回る方に調整給付として補足給付金を支給する事業の予算につきまして、5月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの21ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,132万4,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億5,132万4,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億3,132万4,000円につきましては、先ほど説明させていただきました低所得世帯支援給付金と定額減税補足給付金に対する交付金で、補助率は10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、社会福祉費の11目低所得者支援及び定額減税補足給付金給付費2億3,132万4,000円につきましては、低所得世帯支援給付金と定額減税補足給付金の支給に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当380万9,000円、ファイル等の消耗品費17万円、送付用封筒などの印刷製本費28万7,000円、確認書等送付のための通信運搬費135万9,000円、指定口座への口座振替手数料78万3,000円、人材派遣委託料とシステム改修に係る委託料として992万5,000円、複合機等の事務機器等リース料99万1,000円、低所得世帯支援給付金といたしまして、給付対象世帯数450世帯、子ども加算給付金対象人数60人を見込み4,800万円、定額減税補足給付金につきましては、減税対象人数を8,300人と見込み1億6,600万円を計上させていただいたものでございます。

なお、現在、早期の支給開始に向けてシステム改修を行っているところでございます。

以上、補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告第3号から報告第6号の報告を終わります。

報告第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

今の説明の中に、市長の職権によって減額する等ができるというような説明があったかと思うのですが、この市長の職権によって減額できる等について、もう少し詳しく説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません、少しお待ちください。

今の御質問でございますけれども、能登半島地震の災害を踏まえてということで、イの51条関係、エ、71条関係、オ、139条の3関係ということだと思います。

こちらにつきましては、すみません、しばらくお待ちください。

こちらにつきましては、能登半島地震がありまして、この減免の措置につきましては、通常は納期限までに申請書を提出、証明する書類を添付して市長に届け出る必要があるというものなのですが、こういった震災とか大きな災害がありますと、なかなかそういう書類自体も、例えば家がなくなれば当然ありませんし、そういった手間もかかるということでございますので、そういったことを解消するために、特例措置といたしまして、職権で当該者が所有する固定資産税等、これがあることが明らかであり、減免する必要があるということを市長が認めた場合につきましては、職権でそういった申請を出すことができるということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明の中で分からないわけではないんですが、そういうことが条例の中に定めとして書かれていない。また、どのようにしてそれを、仮にうちがないと、壊れてしまってなくなりましたよということの確定が何をもって確定するのかという基準が定められていないということになれば、市長の判断で何とでもなるというふうに取れるわけであります。そのことについてはどのような形で、別紙等々でも結構なんですけど、記載されているのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません。ここの例えばですけど、固定資産税のところですけども、ここで当該者が所有する固定資産税が同項各号のいずれかに該当することが明らかでありという規定がございます。新旧対照表でいきますと、議案の概要でいきますと8ページのところなんですけれども、ここで今回はこの各号については改正がなかったということで、(1)から(5)（略）ということになっておりますけれども、こういった場合が該当するかというのは、ここの例えば固定資産税ですと、この第71条の(1)から(5)で規定はされておるということでございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

ということは、今の説明をそのままそっくり解釈するとするなら、市長の職権によって減額等できるということについては、また細かくどこかの形で、条例どうのこうので枠組みがきちんとなされているというふうに取れるんですね。ということは、もはや職権というものの権限というものがきちんとは明記されていて、市長の袖の下で物事が変わるということはないというふうに解釈しているのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

今の第71条関係のところで、先ほどのいずれかに該当することがというところで、各号(1)からあるんですけども、この該当することが明らかでありということ。それからもう一つは、かつということで、固定資産税の減免する必要があると認められる場合、今回ですと能登半島地震の被災に遭った方、こういったことが明らかになればという条件が付されておりますので、広くこの条件でやっておりますので、内部で変わるというようなことは無いというような解釈でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員、ここで止めてください。

○13番（鏑本規之君）

職権という言葉そのものの解釈が誤解を招くような解釈になることもありますので、そういうことについての発言等々については慎重にさせていただくことをお願いして終わります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 報告第7号から日程第11 報告第10号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、報告第7号 令和5年度本巣市一般会計継続費繰越計算書についてから日程第11、報告第10号 令和5年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第7号 令和5年度本巣市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に設定した庁舎建設事業等及び本巣消防署用地造成事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第8号 令和5年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第9号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方

自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第10号 令和5年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により翌年度に繰り越して使用する事故繰越額につきまして、同条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきまして、報告第7号及び報告第8号は企画部長から、報告第9号は産業経済部長から、報告第10号は上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第7号及び報告第8号の補足説明を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、報告第7号 令和5年度本巢市一般会計継続費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の23ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年3月の一般会計補正予算（第11号）における継続費の変更をお願いいたしました庁舎建設事業及び令和5年度一般会計当初予算で継続費の設定をお願いいたしました庁舎移転支援業務委託事業と庁舎設備整備事業、さらに令和5年6月の一般会計補正予算（第3号）におきまして、継続費の設定をお願いいたしました本巢消防署用地造成事業のそれぞれにつきまして、繰越計算書によりまして翌年度への繰越額を報告させていただくものでございます。

以上、報告第7号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第8号 令和5年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の25ページをお開きください。

令和5年12月の令和5年度一般会計補正予算（第5号）及び（第6号）におきまして繰越明許費の設定をお願いいたしました、下から3段目、もとまるパーク整備事業と上から5段目、物価高騰緊急経済対策事業の2つの事業につきまして、令和6年3月の令和5年度一般会計補正予算（第7号）におきまして繰越明許費の設定をお願いいたしました、それ以外の10の事業につきまして、繰越計算書によりまして翌年度への繰越額等報告させていただくものでございます。

いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、補正予算におきまして、それぞれの繰越額の限度額といたしまして設定をさせていただきました額でございます。

その右側に翌年度繰越額につきましては、実際に令和6年度に繰越しをいたしました額となっております。さらにその右側は繰越額の財源内訳でございます。

今回繰越しをいたしました翌年度繰越額は、合計いたしますと4億7,552万2,000円でございます。

以上、報告第8号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第9号の補足説明を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、報告第9号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお開き願います。

昨年12月の令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました浅木地区企業用地造成事業につきまして、繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を御報告させていただくものでございます。

本事業につきましては、年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

27ページをお願いします。

金額の欄の額につきましては、補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。

その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和6年度に繰越しをいたしました額でございまして、限度額として設定した額と同額となっております。

さらに、その右側の繰越額の財源内訳は一般財源でございます。

今回繰越しをいたしました翌年度繰越額は1億4,617万3,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、報告第10号の補足説明を青木上下水道部長に求めます。

青木部長。

○上下水道部長（青木竜治君）

それでは、報告第10号 令和5年度本巣市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の29ページを御覧ください。

1款資本的支出でございます。

1項建設改良費、事業名、配水設備改良工事でございます。翌年度繰越額については、工事費1,430万円でございます。

なお、財源につきましては記載のとおりでございます。

説明につきましては、神海浄水場膜ろ過設備改良工事において、半導体不足による電子部品の入荷に期間を要したことから、年度内の事業完了が困難になったものによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告第7号から報告第10号までの報告を終わります。

日程第12 議案第27号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議案第27号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第27号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第27号の補足説明を高木教育委員会事務局長に求めます。

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、議案第27号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要43ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、満3歳以上の児童に関する保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

今回の改正内容は、家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業と事業所内保育事業における保育士・保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童に対しては、児童20人に対して保育士1人であるところを15人につき1人とし、満4歳以上の児童については30人に対し1人であるところを、25人につき1人と定めるものでございます。

第29条は小規模保育事業A型の事業所でございまして、A型とは従事する保育士全員が保育士資

格を有していることになります。

第31条は小規模保育事業B型の事業でございまして、B型とは従事する保育士の2分の1以上が保育士資格を有することになっています。

第44条は保育所型事業所内保育事業所になりまして、企業が主体となって設置された保育所になり、定員は20人以上になります。

第47条は小規模型事業所内保育事業所になりまして、先ほどと同様に企業が設置する保育所で定員が19人以下の小規模になっています。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 寺町君。

○7番（寺町 茂君）

今の質問の中でおおむねという言葉がついております。おおむね20人につき1人というところをおおむね15人につき1人というふうになったんですけど、例えば18人、19人とか、そんな扱い、おおむねの範囲とか、どのような解釈をしたらよろしいですか。

○議長（大西徳三郎君）

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

議案のほうですけれども、おおむねという書き方になっておりますので、これは条件を付してその人数が設定されるというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○7番（寺町 茂君）

あまり的を射ていないようなお答えでしたが、例えば人数を幅とかで表して、これは条文ですのでもっと明確な表現を使われたほうがよろしいかと思うんですけど、これは要望かな。もしくはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

すみません。今回の条例につきましては、内閣府令の施行により条例のほうが定めておりますので、それに基づいて今回所要の改正を行っております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

分からなくて、僕ちょっと調べていたんですけど、小規模保育事業A型、B型というものの定員が6人から19人というふうになっているのかなと思うんですけど、例えば19人の場合に1人でよかったものが、おおむね15人につき1人となることで2人を置かなあかんというような内容なのかなと思ったんですけど、この解釈はそれで合っているのかどうかお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

今、議員のおっしゃられるとおり、小規模保育事業につきましては、定員のほうが6人から19人ということになっておりますので、議員のおっしゃるとおり2人になるというものでございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本君。

○13 番（鏑本規之君）

今説明があったわけでありますけれども、簡単なことを言いますと、員数の職員の削減というのか、増やすというのか。預かり人数によつての数が増えるということになるわけであります。これに該当する施設が本巣市にどの程度あるのか。また、このことによつて、これが国の制度ですので、この定めによろうとしたときにちゃんと員数的なものが確保できるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それらのお答えのほうをさせていただきます。

今回の改正によりまして、現在市のほうにおきましては、そのような幼稚園等がございますけれども、小規模保育ということで、民間の行っている事業とか小規模保育の事業等はございませんけれども、実は来年度に向けまして市内のほうで1件ですけれども、この小規模保育事業のほうの今申請が提出されているような状況でございますので、今後こういうことも見込まれるということで、今回議会のほうに上程させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13 番（鏑本規之君）

個人事業者に対しての制約等々ということであります。当然個人事業者においては、適正な人数の中において適正にやってもらわなければ困るわけでありましてけれども、今の説明の中に新たにそういう個人事業者が出てくるということになれば、この規定に沿うように指導のほどは当然されるべきであろうと思うし、認可のほうも当然できないだろうというふうに思うわけであります。

今、本巢市独自、本巢市が市としてやっていることについては何ら問題がないというふうに解釈してよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

現在の本巢市においては、特には問題ないというふうに思っております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。昼から、午後1時、13時から再開をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第13 議案第28号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第28号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第28号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第28号の補足説明を加納市民環境部長に求めます。

加納部長。

○市民環境部長（加納正康君）

それでは、議案第28号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要47ページを御覧願います。

まず、趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、令和6年12月2日以降、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、被保険者証及び資格証明書が発行されなくなります。

被保険者の資格に関わる情報につきましては、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付等により、被保険者に提供することとなることから、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして、関係する地方公共団体において協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、内容でございますが、現行の保険証の発行終了に伴いまして、新たに資格確認書等を発行するため、別表第1中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

また、施行期日でございますが、令和6年12月2日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第28号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第29号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第14、議案第29号 市道路線の認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第29号 市道路線の認定についてでございます。

民間開発により市に寄附される道路について、市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、都市建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第29号の補足説明を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、議案第29号 市道路線の認定につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の議案の概要、位置図として50ページ、路線図として51ページを御覧ください。

認定番号1の市道糸貫1295号線は、見延字一色地内の5戸の専用住宅分譲に伴いまして、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路でございます。路線図のとおり、市道路線の認定をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

以前、市道の認定の視察に行った際に、前に下水道が入っているのかとか、認定する前に下水道を入れたらどうかみたいな話ってあったと思うんですけど、その辺って。

○議長（大西徳三郎君）

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

恐れ入ります。それにつきまして、現在確認を持っていないため、現地視察において御説明いたしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第30号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第30号 都市公園を設置すべき区域の決定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第30号 都市公園を設置すべき区域の決定についてでございます。

もとまるパーク整備事業に伴い、都市公園として区域を決定したいので、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、都市建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第30号の補足説明を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、議案第30号 都市公園を設置すべき区域の決定について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の53ページ、位置図、それから議案のほうの36ページ、区域図を併せて御覧いただくようお願いいたします。

もとまるパーク利用者の駐車場が不足することから、当公園東側の約4,000平米に新たに駐車場を整備することに伴いまして、都市公園を設置すべき区域として位置づけをするため、都市公園法第33条第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定し、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第31号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第31号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,608万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものとして、新型コロナワクチン接種助成金、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業補助金及び公立学校情報機器整備費補助金の新規計上、子ども・子育て支援事業費補助金、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金及び公共施設等整備基金繰入金の増額並び

に社会資本整備総合交付金、公共事業等債の減額でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、こどもの権利条例制定に伴うデザイン等校正業務委託料等及び真正中学校グラウンド南土地の明渡しに伴うフェンス等撤去工事等の新規計上、定期接種となった新型コロナウイルス感染症予防接種の開始に伴う委託料等及び消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金等の増額並びに国民文化祭実行委員会に対する県実行委員会補助金の増に伴う国民文化祭実行委員会補助金等の減額でございます。

詳細につきましては、副市長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第31号の補足説明を谷口副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第31号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの36ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,608万2,000円を追加し、総額を199億7,740万6,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正では、土木債につきましてもとまるパーク整備事業費の国庫補助金の変更により、公共事業等債が起債対象外となることに伴い、1億40万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の3目衛生費国庫補助金4,565万円につきましては、定期接種となった新型コロナウイルス感染症予防接種費の助成金として、1回当たり8,300円で5,500人分を計上したものでございます。

その下、4目土木費国庫補助金2,357万2,000円の減額につきましては、もとまるパーク整備事業に対する補助金として、社会資本整備総合交付金9,428万5,000円を予定しておりましたが、細節20の社会課題対応型都市公園機能向上促進事業補助金へ変更となり、7,071万3,000円にて交付決定を受けましたことから、整備事業の財源となる国庫補助金の組替えをお願いするものでございます。

その下の5目教育費国庫補助金145万1,000円につきましては、学校間ネットワーク機器保守等のGIGAスクール運営支援に対する補助金の新規計上で、補助率は3分の1でございます。

中段の県支出金、県補助金の6目教育費県補助金193万5,000円につきましては、県補助金交付要綱改正による補助率の増に伴うスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金157万5,000円の増及びMotosuをtomosu事業に対する補助として、森と木と水の環境教育推進事業費補助金36万円の新規

計上でございます。

9ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,600万円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

その下の3目公共施設等整備基金繰入金1億2,400万円につきましては、もとまるパーク整備事業費に対する国庫補助金及び市債の減に伴う繰入金の増額でございます。

中段の諸収入、雑入の7目雑入245万円につきましては、退職消防団員7名分に係る退職報償金でございます。

下段の市債の2目土木債1億40万円の減額につきましては、地方債の補正のところで説明させていただきましたもとまるパーク整備事業費における国庫補助金の変更により、公共事業等債の起債対象外となることに伴うものでございます。

次に、10ページを御覧願います。

歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめといたしまして、各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員及び特別職に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費の補正でございまして、予算書の21ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の主な補正につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの53ページの次のページにございます補正予算の概要の2ページを御覧願います。

総務費の一般管理費34万7,000円につきましては、児童手当拡充に伴う人事給与システム改修費でございます。

電算管理費63万8,000円につきましては、ホームページのサーバー提供事業者を変更することに伴う新たなサーバー機器を設定するための費用の増額でございます。

3ページをお開き願います。

衛生費の予防費7,413万6,000円につきましては、令和5年度で新型コロナウイルス感染症予防接種の全額公費負担が終了し、今年度より65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方を対象に、自己負担が必要な定期接種となり、秋より接種開始となることから、その接種に係る事務費に加え、接種者の自己負担額を差し引いて、予防接種委託料として医療機関へ支払う費用でございます。

消防費の非常備消防費245万円につきましては、歳入でも説明させていただきました退職消防団員7名分に係る退職報償金でございます。

4ページをお開き願います。

教育費、事務局費142万4,000円につきましては、こどもの権利条例制定に伴う関連費用でございます。

その6行下の中学校費454万6,000円につきましては、真正中学校グラウンド南土地の明渡しに伴うフェンス等撤去工事に係るものでございます。

その5行下の社会教育総務費172万7,000円の減額につきましては、国民文化祭実行委員会に対する県実行委員会の補助金の増額に伴い、国民文化祭実行委員会補助金を減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

議案の概要の4ページ、歳出、事務局費、こどもの権利条例制定に伴うところの自動車の借上料というのは、これは何ですかね。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

すみません。こちらの自動車の借上料のほうですけれども、基本的に子どもたちの送迎に向けてタクシーのほうで送り迎えを一部、行政バス等が確保できない場合につきましては、タクシー等で輸送をしたいというふうに考えておりますので、こちらの一部を計上させていただいております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明の中に一つお伺いをしたいことがあります。

議会費の中にタブレット、こっだけ新しく新庁舎ができるわけでありまして、その新庁舎の議場の中には大きなテレビも添えられております。そういうことから鑑みたときに今いただいている予算書等々がタブレットによって行われれば非常に紙の経費節減にもつながるだろうという思いをしておるわけでありまして。当然今回ここの議場がこれで最後になりますので、次の議会においては、新庁舎で行われるはずでありますので、当然そこにはそれを映すモニターというような形のテレビは設置されているわけでありまして。そうなれば、当然それを利用するためのタブレット等々というのか、私から見るとノートパソコンみたいなものの購入の予算が組み込まれているかと期待をしておったが、今のところその説明がありませんでしたので、そういうものが組み込まれているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

今補正予算には、議会費としては人件費関係を計上させていただいております。したがって、現予算ではそういった費用は盛り込まれておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

次に、今予算の中に新規計上という形で、真正中学校のグラウンドのネットの撤去費用というのが計上されているわけでありますけれども、撤去費用が計上されているにもかかわらず、その新たに造る設置費用というものは計上されていないんですね。

そうすると、撤去をした後にそれに伴うものを設置していかなければ、最初に設置をした目的が生徒の安心と安全という、授業に対して伸びやかに運動ができるという保障のためにあれをつけたわけでありますので、撤去したらそれに伴う予算が、また造るための予算が当然計上されてしかるべきと思うわけであります。けれども、それが計上されていないということになれば、撤去はするけれども、あとはそのまま更地のままとなれば、生徒たちが安心して野球等、サッカー等でやった球がどこまで飛んでいくのか分からない。

また、他人様の土地の中に、裁判で今回時効取得という形で返還という形になっているところに球が転がっていった場合、どういうふうにして生徒に説明をしたらいいのかということにつながっていくだろうと思うし、夏休みもあることですので、撤去費用と建設費用が共に上程されることが本来じゃないかなと思うわけでありますが、どうしてそのことになっていないのかについて説明を求めます。

○議長（大西徳三郎君）

高木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

恐れ入ります。

今回の補正予算につきましては、議員おっしゃられるとおり、今既存の明渡し区域内におけますものにつきまして、10月24日という日にちが明渡しの日ということで、市としましても一日も早く撤去したいと思っております。

そのような中から、現在、その明渡し区域内におきましては、防球ネット5本、あとつい立てネットが一部設置されております。基本的にこちらのほうを早急に撤去したいという思いで今回計上させていただいております。今現在つい立てネット、こちら今在庫がありますので、これを有効活用しながら野球等が行われるときに、相手の土地に入らないような形で、今のところはつい立てネットを活用した移設というものも考えております。

また、防球ネットにつきましても、基本的には撤去を行っても使えるものではあるというふうに思っておりますので、現地の使用状況とか、あと学校の使用状況等も踏まえながら、改めてちょっとこの辺りは検討させていただきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今回新聞等にも掲載をされていたように、なぜ市の土地ではないところにこういうネットを張ったのかということで、前の議会の中で認めた2,800万近い予算が無駄になるのではないかなといううなことが新聞に載っておりました。

これは新聞記者の知識不足ということで載っているだろうと思うわけでありますけれども、私もその中にいたわけでありますけれども、そのときには土地の所有者が決定をする、しないは別として、三十数年、40年近い間生徒たちが安心して運動等、野球等ができないというような訴えがあつて、またその当時マイマイガというようなものが大量発生をして生徒たちに迷惑をかけた。また、それと同時に大きなアシナガバチというのか、大きな蜂が巣をつくって生徒たちに襲いかかるというような事案もあり、市民の方から何とかせよというような訴えがあつた中において、生徒たちの安全を確保するために、そういうネット、また雑木林と言われる、今地主と言われている人たちの土地を権利者と言われている吉村氏が何一つ対応しなかったことについて、やむを得ずという形で市がその雑木林と言われる木の撤去、これも生徒の安心と安全を保つために行ったものであります。

今回市の思いとは逆の裁判結果が出たわけでありますけれども、新聞にはその経費が無駄である、税金の無駄遣いであるというようなことが書かれているけれども、これは書いた新聞記者の勝手な思いであり、その当時の状況をよく分かっていない新聞記者の記事だろうと思っているわけあります。

その中において、その当時の議会人としてその予算を認めたわけであります。2,800万近い予算を認めたわけであります。それは今も言ったように、生徒の安心を最大の目的として認めたわけであります。そのものについて、今回撤去をするなら、撤去することにおいては、やむを得ない事情であるとするなら、それはよしとするんですけれども、そういう目的で撤去をするとするなら、最初の目的をそのまましていくためには、やはりそれに代わるものを建てる予算、もしくはこれは出すけれども、その前にやるべきことをきちんとやっていく。裁判の結果がどうであれ、結果が出た以上は生徒の安心と伸び伸びと運動できるだけの広さを確保するためには、その土地を何とか今と同じように利用できるように交渉等々すべきことが優先するのではないかなという思いで今聞いたわけであります。

これ答弁については、今から全協がありますので、その席で裁判の結果を含め、また今後の対応についていろいろと議員の各位からも質問等々があると思ひますけれども、この本議会の中においては、今私が言うように、なぜ建築、建てるほうの予算がついていなかったということを聞いたわ

けでありますので、回答については今いただきましたので、よしと言っておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

補正予算書のほうの22ページからの職員数の、22ページ、23ページ、24ページ……。

○議長（大西徳三郎君）

もうちょっと大きい声で話してください。

○2番（高橋知子君）

補正予算書のほうの22ページから24ページのところに、職員数の補正前と補正後の人数が載っているんですけども、予算のところにもあるように人事異動等に伴うということで、人数が減って、予算も減っているところが多いんですけども、もう少し詳細をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長、林部長。

○企画部長（林 玲一君）

こちらにつきましては、予算の内容が議員おっしゃるように減ってはおりますけれども、詳細については総務企画委員会のほうで十分説明させていただこうと考えております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおりそれぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

日程第17 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月17日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時37分 散会